

# 兵庫県公報

令和5年11月28日 火曜日 第469号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 道路の区域の変更（道路保全課）	2
○ 昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（港湾課）	3
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	4
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	4
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	5
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	7
<b>企業庁管理規程</b>	
○ 兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程	8
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	9
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号の訂正	14
○ 令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第66号の訂正	15
○ 令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第127号の訂正	15
○ 令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号の訂正	16
<b>正 誤</b>	
○ 令和4年11月30日付け兵庫県公報第2号外中	19

## 告 示

### 兵庫県告示第1159号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種別	名 称	制作・配給会社
映 画	お熱いあの娘 裸でアタック	オーピー映画
映 画	美麗お姉さん 痴情愛情七変化	オーピー映画
映 画	ラ・メゾン 小説家と娼婦 (原題) LA MAISON	シンカ



**兵庫県告示第1160号**

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名  
株式会社 J A エネルギー兵庫  
神戸市西区玉津町居住88番地  
玉田 和浩
- 認定年月日及び認定番号  
令和5年11月15日  
第58号



**兵庫県告示第1161号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあつた次の医療機関を救急病院（救急診療所）と認定した。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称 龍野中央病院  
所 在 地 たつの市龍野町島田667番地の1  
認 定 年 月 日 令和5年10月7日  
認定の有効期限 令和8年10月6日



**兵庫県告示第1162号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和5年11月28日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 太子御津線	揖保郡太子町糸井字前田261番13から 同郡同町糸井字前田260番3まで	旧	9.0から 12.0まで	45.0	
		新	9.0から 25.0まで	45.0	一部 予定地



兵庫県告示第1163号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

大阪湾沿岸の部尼崎西宮芦屋港の款南芦屋浜の項を次のように改める。

南芦屋浜	<p>イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、ナ点、ラ点、ム点、ウ点、キ点、ノ点、オ点、ク点、ヤ点、マ点及びイ点を順次結んだ線と、ケ点、フ点、コ点、エ点、テ点、ア点、サ点、キ点、ユ点、メ点、ミ点、シ点、エ点、ヒ点、モ点、セ点、ス点、イイ点、イロ点、イハ点、イニ点及びケ点を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>注</p> <p>イ 世界測地系東経135度18分19.9秒北緯34度42分49.1秒                  ロ 世界測地系東経135度19分21.6秒北緯34度43分01.3秒                  ハ 世界測地系東経135度19分21.6秒北緯34度42分30.0秒                  ニ 世界測地系東経135度19分18.6秒北緯34度42分30.0秒                  ホ 世界測地系東経135度19分17.1秒北緯34度42分30.3秒                  ヘ 世界測地系東経135度19分16.1秒北緯34度42分30.8秒                  ト 世界測地系東経135度19分15.0秒北緯34度42分31.9秒                  チ 世界測地系東経135度19分14.3秒北緯34度42分33.3秒                  リ 世界測地系東経135度19分14.3秒北緯34度42分35.3秒                  ヌ 世界測地系東経135度19分15.0秒北緯34度42分38.1秒                  ル 世界測地系東経135度19分14.3秒北緯34度42分42.5秒                  ヲ 世界測地系東経135度19分10.2秒北緯34度42分41.2秒                  ワ 世界測地系東経135度19分10.6秒北緯34度42分40.1秒                  カ 世界測地系東経135度19分10.6秒北緯34度42分38.1秒                  ヨ 世界測地系東経135度19分10.1秒北緯34度42分36.1秒                  タ 世界測地系東経135度19分07.8秒北緯34度42分36.7秒                  レ 世界測地系東経135度19分06.4秒北緯34度42分34.6秒                  ソ 世界測地系東経135度19分01.8秒北緯34度42分36.6秒                  ツ 世界測地系東経135度19分00.7秒北緯34度42分36.6秒                  ネ 世界測地系東経135度19分00.3秒北緯34度42分36.1秒                  ナ 世界測地系東経135度19分12.7秒北緯34度42分30.8秒</p>
------	--

		ラ 世界測地系東経135度19分14.4秒北緯34度42分30.1秒 ム 世界測地系東経135度19分16.2秒北緯34度42分29.7秒 ウ 世界測地系東経135度19分18.1秒北緯34度42分29.4秒 キ 世界測地系東経135度19分21.5秒北緯34度42分29.4秒 ノ 世界測地系東経135度19分21.5秒北緯34度42分20.0秒 オ 世界測地系東経135度19分16.0秒北緯34度42分16.1秒 ク 世界測地系東経135度18分40.9秒北緯34度42分19.2秒 ヤ 世界測地系東経135度18分39.8秒北緯34度42分29.0秒 マ 世界測地系東経135度18分22.2秒北緯34度42分28.1秒 ケ 世界測地系東経135度19分23.6秒北緯34度42分46.8秒 フ 世界測地系東経135度19分18.1秒北緯34度42分57.5秒 コ 世界測地系東経135度19分18.1秒北緯34度42分45.5秒 エ 世界測地系東経135度19分07.8秒北緯34度42分42.1秒 テ 世界測地系東経135度19分08.6秒北緯34度42分38.3秒 ア 世界測地系東経135度19分06.4秒北緯34度42分38.8秒 サ 世界測地系東経135度19分05.6秒北緯34度42分36.9秒 キ 世界測地系東経135度19分00.0秒北緯34度42分39.4秒 ユ 世界測地系東経135度18分57.5秒北緯34度42分35.4秒 メ 世界測地系東経135度18分58.7秒北緯34度42分34.8秒 ミ 世界測地系東経135度18分55.4秒北緯34度42分29.7秒 シ 世界測地系東経135度19分03.5秒北緯34度42分26.2秒 エ 世界測地系東経135度19分06.7秒北緯34度42分31.2秒 ヒ 世界測地系東経135度19分12.8秒北緯34度42分28.5秒 モ 世界測地系東経135度19分15.4秒北緯34度42分27.7秒 セ 世界測地系東経135度19分17.9秒北緯34度42分27.4秒 ス 世界測地系東経135度19分17.9秒北緯34度42分21.2秒 イ 世界測地系東経135度19分14.9秒北緯34度42分19.1秒 イ 世界測地系東経135度18分44.6秒北緯34度42分21.7秒 ハ 世界測地系東経135度18分43.4秒北緯34度42分32.3秒 ニ 世界測地系東経135度18分25.4秒北緯34度42分31.3秒
--	--	--



**兵庫県告示第1164号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
三木市	東播都市計画地区計画	三木中央線周辺地区地区計画



**兵庫県告示第1165号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の

規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画高度利用地区	加納町6丁目地区
同市	神戸国際港都建設計画都市再生特別地区	加納町6丁目地区
同市	神戸国際港都建設計画駐車場	第1号三宮駐車場
三木市	東播都市計画用途地域	



**兵庫県告示第1166号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時  
令和5年12月15日（金）午前10時から午前11時まで
- 2 場所  
姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎5階 503会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社井寄不動産  
代表者氏名 井寄良紀  
事務所所在地 兵庫県姫路市北条梅原町1300番地1  
免許証番号 兵庫県知事（2）第451502号  
免許年月日 令和4年2月17日

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ザグザグ姫路花田店  
所在地 姫路市花田町上原田字裏垣内204番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ザグザグ 岡山市中区清水369番地2 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社ザグザグ 岡山市中区清水369番地2 森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年7月9日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,456平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
58台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
42台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
40平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出口1箇所、入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和5年11月8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和5年11月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年3月28日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグコスモス洲本下加茂店  
所在地 洲本市下加茂一丁目554番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 住所 代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 博多市博多区博多駅東二丁目10番1号 横山英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 外未定1者	博多市博多区博多駅東二丁目10番1号	横山英昭

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年7月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,929平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
78台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
39台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
60平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
18.1立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前8時から午後9時45分まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から午後10時まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）  
出口1箇所、入口1箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和5年11月9日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和5年11月28日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和6年3月28日
  - (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年11月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 姫路市花田ショッピングセンター

所在地 姫路市花田町上原田189番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野 敏 哉

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社手芸の丸十	加古川市加古川町中津448番地の1	畑 陽 介
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南704番地5	大 賀 昭 司
株式会社しまむら 外2者	さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号	鈴 木 誠

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社手芸の丸十	加古川市加古川町中津448番地の1	畑 陽 介
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田297番地1	大 賀 昭 司
株式会社イトウゴフク 外2者	岡山市南区千鳥町5番1号	伊 藤 龍 夫

4 変更年月日

令和5年6月1日 ほか

5 届出年月日

令和5年10月11日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年11月28日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年3月28日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

企業庁管理規程

兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和5年11月28日

兵庫県公営企業管理者 梶本 修子

兵庫県企業庁管理規程第7号

兵庫県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県水道用水供給条例施行規程（昭和54年企業庁管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「あつた」を「あった」に改める。

別表姫路市の項中「88,360」を「84,900」に改める。

別表尼崎市の項中「4,450」を「4,280」に改める。

別表明石市の項中「33,800」を「47,650」に改める。

別表西宮市の項中「19,280」を「18,530」に改める。

別表伊丹市の項中「15,470」を「14,870」に改める。

別表加古川市の項中「43,600」を「41,900」に改める。



別表西脇市の項中「7,910」を「7,600」に改める。  
別表三木市の項中「21,030」を「20,200」に改める。  
別表高砂市の項中「13,430」を「12,910」に改める。  
別表川西市の項中「36,700」を「35,270」に改める。  
別表小野市の項中「14,230」を「13,670」に改める。  
別表三田市の項中「39,200」を「37,670」に改める。  
別表猪名川町の項中「12,700」を「12,200」に改める。  
別表稲美町の項中「2,060」を「1,980」に改める。  
別表播磨町の項中「2,090」を「2,010」に改める。  
別表福崎町の項中「2,850」を「2,740」に改める。  
別表太子町の項中「3,050」を「2,930」に改める。  
別表淡路広域水道企業団の項中「28,280」を「27,180」に改める。

## 附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 病 院 局 公 告

## 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月28日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

## 1 入札に付する事項

## (1) 工事名

ボイラー更新工事

## (2) 工事場所

兵庫県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070

## (3) 工事概要

工種 管工事

老朽化した既設ボイラー設備（炉筒煙管方式）の更新

## (4) 施工期間

着工の日から令和6年3月31日（日）まで

## (5) 最低制限価格

有

## (6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

## (7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

## (8) 契約締結予定日

令和5年12月下旬予定

## (9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中1回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に記載さ

れている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県神戸県民センター管内に管工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和5年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級に格付けされていること。かつ技術・社会貢献評価点数の合計が70点以上の者に限る。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受注者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受注者 株式会社山本設計

(イ) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(ウ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(イ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和5年11月28日（火）から同年12月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話 (078) 341-7711 内線3464

5 設計図書及び提出資料の様式等の交付

(1) 交付期間

令和5年11月28日（火）から同年12月7日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

上記5(1)に同じ。

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 入札説明書等交付申出書兼受領書

イ 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期間

令和5年11月28日（火）から同年12月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所

上記4(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間

令和5年12月13日（水）から同月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所

上記4(2)に同じ。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和5年12月19日（火）午後2時

(2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁1号館1階入札室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

#### (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

#### (7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

- (1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。
- (2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に提出すること。

##### ア 提出部数

1部

##### イ 提出資料等

###### (7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号の2に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

###### (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

###### a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

###### b 経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

###### c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

##### ウ 提出方法

上記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部

又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること(工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。)
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第52号

清水貴之後援会から提出された平成30年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和元年兵庫県選挙管理委員会告示第78号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和5年11月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨(国会議員関係政治団体(政党の支部を除く。))の清水貴之後援会の欄中	
「 2 支出総額	5,919,572 」を
「 2 支出総額	5,924,572 」に、
「 経常経費	303,670
備品・消耗品費	5,431
事務所費	298,239
政治活動費	5,615,902 を
組織活動費	3,943,678
機関紙誌の発行その他の事業費	1,100,056
宣伝事業費	1,100,056
その他の経費	572,168 」
「 経常経費	303,886
備品・消耗品費	5,431
事務所費	298,455
政治活動費	5,620,686 に改める。
組織活動費	3,943,678
機関紙誌の発行その他の事業費	1,099,840
宣伝事業費	1,099,840
その他の経費	577,168 」



**兵庫県選挙管理委員会告示第53号**

清水貴之後援会及びかわにし新時代プロジェクトから提出された令和元年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第66号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和5年11月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の清水貴之後援会の欄中

「 1 収入総額	10,691,521		
前年繰越額	2,831,521	」	を
「 1 収入総額	12,686,521		
前年繰越額	4,826,521	」	に改める。

収支報告書の要旨（その他の政治団体）のかわにし新時代プロジェクトの欄中

「	〔個人分〕			
	越 田 謙治郎	1,500,000	川西市	を
	越 田 直 子	412,779	同 市	」
「	〔個人分〕			
	越 田 謙治郎	1,500,000	川西市	
	越 田 直 子	112,779	同 市	に改める。
	溝 端 高 子	300,000	大阪府箕面市	」



**兵庫県選挙管理委員会告示第54号**

井坂信彦事務所及び清水貴之後援会から提出された令和2年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和3年兵庫県選挙管理委員会告示第127号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和5年11月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の井坂信彦事務所の欄中

「 1 収入総額	9,757,284		
前年繰越額	3,957,160	」	を
本年收入額	5,800,124		
「 1 収入総額	16,036,181		
前年繰越額	3,957,160	」	に、
本年收入額	12,079,021		
「 寄附	5,800,010		
個人分	10	」	を
政治団体分	5,800,000		
「 寄附	12,078,907		
個人分	10	」	に、
政治団体分	12,078,897		
「	〔政治団体分〕		
国民民主党兵庫県第1区総支部	3,800,000	神戸市中央区	を
			」
「	〔政治団体分〕		
国民民主党兵庫県第1区総支部	10,078,897	神戸市中央区	に改める。
			」

収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の清水貴之後援会の欄中

「 1 収入総額	10,925,147	
前年繰越額	7,125,147	」を
「 1 収入総額	13,920,147	
前年繰越額	9,120,147	」に、
「 2 支出総額	2,414,061	」を
「 2 支出総額	2,672,891	」に、
「 経常経費	726,061	
事務所費	666,644	」を
「 経常経費	984,891	
事務所費	925,474	」に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第55号**

自由民主党兵庫県第九選挙区支部、自由民主党兵庫県第五選挙区支部、自由民主党兵庫県第三選挙区支部、自由民主党兵庫県第十選挙区支部、自由民主党兵庫県連養父町支部、井坂信彦事務所、清水貴之後援会及び〔森 てつお 後援会〕輝くさんだ創生の会から提出された令和3年分収支報告書に関し、会計責任者から訂正の届出があったので、令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号中、収支報告書の要旨を次のとおり訂正する。

令和5年11月28日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第九選挙区支部の欄中

「 1 収入総額	115,104,498	
前年繰越額	41,801,567	
本年收入額	73,302,931	
2 支出総額	64,225,470	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費（2,178人）	2,191,200	
寄附	41,219,670	を
個人分	15,582,000	
団体分	17,767,670	
政治団体分	7,870,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	29,891,600	
自由民主党兵庫県支部連合会	2,691,600	
自由民主党本部	27,200,000	」
「 1 収入総額	112,965,098	
前年繰越額	41,801,567	
本年收入額	71,163,531	
2 支出総額	63,992,001	
3 本年收入の内訳		
個人の党費・会費（2,179人）	2,192,400	
寄附	41,019,670	に、
個人分	15,482,000	
団体分	16,567,670	
政治団体分	8,970,000	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	27,951,000	
自由民主党兵庫県支部連合会	651,000	



自由民主党本部	27,200,000		
自由民主党埼玉県参議院選挙区第5支部	100,000	」	
「 政治活動費	32,153,791		
組織活動費	6,418,346		
機関紙誌の発行その他の事業費	1,345,912	を	
宣伝事業費	1,345,912		
寄附・交付金	24,389,533	」	
「 政治活動費	31,920,322		
組織活動費	6,418,346		
選挙関係費	7,599,886	に、	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,345,912		
宣伝事業費	1,345,912		
寄附・交付金	16,556,178	」	
「 [個人分]			
河部勝代	500,000	同市	を
古川俊治	100,000	東京都千代田区	」
「 [個人分]			
河部勝代	500,000	同市	」に、
「 全国自動車共済協同組合連合会	1,000,000	同都新宿区	」を
「 全国自動車共済協同組合連合会	500,000	同都新宿区	」に、
「 ヤング開発(株)	1,000,000	高砂市	
日本医師会	200,000	東京都文京区	を
全友会	500,000	同都千代田区	」
「 ヤング開発(株)	1,000,000	高砂市	」に、
「 兵庫県宅建政治連盟	100,000	神戸市中央区	」を
「 兵庫県宅建政治連盟	200,000	神戸市中央区	」に、
「 全国商工政治連盟	500,000	同都同区	」を
「 全国商工政治連盟	500,000	同都同区	
日本医師連盟	200,000	同都文京区	
全友会	500,000	同都千代田区	に改める。
兵庫県歯科医師連盟	300,000	神戸市中央区	」
収支報告書の要旨(政党の支部)の自由民主党兵庫県第五選挙区支部の欄中			
「 寄附	28,500,000		
個人分	19,170,000		を
団体分	1,210,000		
政治団体分	8,120,000	」	
「 寄附	28,500,000		
個人分	19,170,000		に、
団体分	1,180,000		
政治団体分	8,150,000	」	
「 [団体分]			
(株)但馬産業	360,000	朝来市	
全国内水面漁業協同組合連合会	100,000	東京都港区	
(株)トーヨーリニューアル	60,000	同都葛飾区	を
但陽信用金庫	600,000	朝来市	
年間5万円以下のもの	90,000		
[政治団体分]			
谷公一後援会	5,000,000	美方郡香美町	

志帥会	3,000,000	東京都千代田区	
日本医療法人連盟	100,000	同 都同 区	
年間5万円以下のもの	20,000		」
「 [団体分]			
(株) 但馬産業	360,000	朝来市	
全国内水面漁業協同組合連合会	100,000	東京都港区	
(株) トーヨーリニューアル	60,000	同 都葛飾区	
但陽信用金庫	600,000	朝来市	に改める。
年間5万円以下のもの	60,000		
[政治団体分]			
谷公一後援会	5,000,000	美方郡香美町	
志帥会	3,000,000	東京都千代田区	
日本医療法人連盟	100,000	同 都同 区	
年間5万円以下のもの	50,000		」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第三選挙区支部の欄中

「 1 収入総額	259,375,508		
前年繰越額	194,026,618		を
本年收入額	65,348,890		」
「 1 収入総額	261,875,508		
前年繰越額	194,026,618		に、
本年收入額	67,848,890		」
「 寄附	15,020,000		
団体分	12,970,000		を
政治団体分	2,050,000		」
「 寄附	17,520,000		
団体分	12,970,000		に、
政治団体分	4,550,000		」
「 全国介護事業者政治連盟	100,000	東京都港区	
全国中小企業政治連盟	100,000	同 都中央区	
全日本不動産政治連盟兵庫県本部	100,000	神戸市中央区	を
兵庫県薬剤師連盟	100,000	同 市同 区	
年間5万円以下のもの	150,000		」
「 全国介護事業者政治連盟	150,000	東京都港区	
全国中小企業政治協会	100,000	同 都中央区	
全日本不動産政治連盟兵庫県本部	100,000	神戸市中央区	に改める。
兵庫県薬剤師連盟	100,000	同 市同 区	
清和政策研究会	2,500,000	東京都千代田区	
年間5万円以下のもの	100,000		」

収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県第十選挙区支部の欄中

「 自由民主党加古川支部	100,000	加古川市	
日本医師連盟	100,000	東京都文京区	を
日本建築士事務所政経研究会	300,000	同 都中央区	
兵庫県医師連盟	1,000,000	神戸市中央区	」
「 自由民主党加古川支部	100,000	加古川市	
日本建築士事務所政経研究会	300,000	東京都中央区	に改める。

兵庫県医師連盟	1,100,000	神戸市中央区	」
収支報告書の要旨（政党の支部）の自由民主党兵庫県連養父町支部の欄中			
「 1 収入総額	1,306,191		
前年繰越額	595,995		を
本年收入額	710,196		」
「 1 収入総額	1,202,661		
前年繰越額	595,995		に、
本年收入額	606,666		」
「 3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費（86人）	320,800		を
機関紙誌の発行その他の事業による収入	127,190		
総会会費	127,190		」
「 3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費（86人）	320,800		」に、
「    その他の収入	6		
一件10万円未満のもの	6		」を
「    その他の収入	23,666		
一件10万円未満のもの	23,666		」に改める。
収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の井坂信彦事務所の欄中			
「 1 収入総額	6,762,361		
前年繰越額	1,321,313		」を
「 1 収入総額	13,041,258		
前年繰越額	7,600,210		」に改める。
収支報告書の要旨（国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）の清水貴之後援会の欄中			
「 1 収入総額	15,619,497		
前年繰越額	11,511,086		」を
「 1 収入総額	15,355,667		
前年繰越額	11,247,256		」に改める。
収支報告書の要旨（その他の政治団体）の〔森 てつお 後援会〕輝くさんだ創生の会の欄中			
「 5 資産等の内訳			
〔借入金〕			を
森 哲 男	8,244,500		」
「 5 資産等の内訳			
〔借入金〕			」に改める。
森 哲 男	8,244,560		」

正 誤

○令和4年11月30日付け（兵庫県公報第2号外）

令和4年兵庫県選挙管理委員会告示第75号（久元きぞう後援会連合会）欄中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
199	下から35	久元喜造 10,000,000	久元喜造 7,600,000